

## 第1節 地域保健体制

平成6年に保健所法が地域保健法へと全面的に改正され、平成9年4月1日に全面施行された。地域保健法は「母子保健からその他の地域保健対策に関する法律による対策が総合的に推進されることを確保し、もって地域住民の健康の保持及び増進に寄与すること」を目的とし、住民の多様化、高度化するニーズに対応できるよう市町村、都道府県及び国がそれぞれの役割に応じた責務を果たすべきことを明確にした。また、国全体としての地域保健対策の推進方向が示されることとなった。

保健所は広域的・専門的・技術的機能を強化し、保健センターは住民に対し、「健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設」として法律上位置づけられ、保健所及び保健センターの役割が明確にされた。

このような背景の中で、神戸市では平成10年度に、市内9区にある9保健所1支所体制を見直し、各区で実施している保健事業を専門的、技術的、広域的な観点から支援するため、機能を強化した保健所を市内に新たに1ヵ所設置し、従前の9保健所は区保健部とし、市民に密着した対人・対物保健サービスの拠点として、一層の市民サービスの向上を図ることとした。

その後、平成12年4月に結核感染症業務を、さらに平成13年4月に保健施策の全ての事務を本庁から保健所へ移管。企画部門と事業実施体制との一元化により機能強化を図り、保健所と区保健部との機能分担により、地域保健の推進を図る体制とした。平成15年4月に区保健部が福祉部との統合により保健福祉部となり、保健部の9衛生課が5衛生監視事務所となった。平成16年4月に保健事業の企画立案等の機能強化を図り、地域保健を推進するため、保健福祉局健康部と保健所を再編した。また、平成24年4月に、こども家庭局を新設し、区保健福祉部におけるこども・家庭支援窓口の一元化と体制の強化のため、こども家庭支援課を新設した。平成27年4月には、結核・感染症対策の執行体制を強化するため、保健所に各区保健センターを設置した。

さらに、平成29年4月には、保健所・健康部内の組織の再構築を行い、また、平成30年4月には北区内に北神保健センターを設置した。平成31年4月に医務薬務課を設置し、環境保健研究所（現：健康科学研究所）を保健所所属とした。令和2年4月に保健福祉局を再編し、健康局・福祉局を設置。部を廃止し、二層制に組織改正。健康部健康政策課と保健所調整課を健康局政策課、健康企画課に改組。

令和3年4月には、健康局の衛生監視事務所を5か所から2か所に再編するとともに、衛生監視業務について、ICT等を活用することで業務の効率化を図ることとした。新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種や検査・相談体制をさらに強化するため、健康局及び各区保健センターを中心に保健師等を大幅に増員するとともに、感染拡大の状況に応じて全庁的な応援体制を強化し、安定的な執行体制を確立（保健事業推進担当課長等含め約40名）した。

健康局の主な業務

- ・保健事業の企画、調整、評価及び調査研究
- ・保健センター、区役所の支援
- ・保健情報の収集及び分析
- ・保健衛生に関する統計
- ・難病及びアレルギーなどの専門相談
- ・健康診査及びがん検診
- ・食中毒、感染症及び結核対策等の健康危機管理
- ・給食施設の指導
- ・医務及び薬務関係の申請、届出の受付
- ・医療監視

衛生監視事務所の主な業務

- ・環境衛生及び食品衛生の許認可
- ・動物衛生など
- ・大規模食品工場の監視
- ・輸入食品、家庭用品の監視など

保健センターの主な業務

- ・結核、感染症の対策
- ・成人保健事業、老人保健事業
- ・予防接種
- ・健康相談、精神保健

区保健福祉部の主な業務

- ・乳幼児健診、母子健康手帳の交付
- ・医療費公費負担給付

## 第2節 機構

### (1) 事務分掌 (令和3年度)

<p><b>保健所</b></p> <p><b>保健課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医師臨床研修、歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに関すること。</li> <li>(2) 難病の患者に対する医療等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> <li>(3) 公害（アスベストを含む。）による健康被害に関すること。</li> <li>(4) 神戸市立こうべ市歯科センターに関すること。</li> <li>(5) 健康危機管理（感染症に係るものに限る。）に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> <li>(6) 保健センター等の事業に係る支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> <li>(7) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。</li> <li>(8) 結核及び感染症に関すること。</li> <li>(9) 予防接種及び健康被害に関すること。</li> </ul> <p><b>口腔保健支援センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 歯科口腔保健に関すること。</li> </ul> <p><b>医務薬務課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医務に関すること。</li> <li>(2) 介護老人保健施設及び介護医療院の実地指導に関すること。</li> <li>(3) 薬務に関すること。</li> <li>(4) 献血に関すること。</li> <li>(5) 保健センターの事業に係る支援に関すること（医務及び薬務に限る。）。</li> <li>(6) 食品表示に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> <li>(7) 栄養の改善に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> </ul> <p><b>食品衛生課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> <li>(2) 家庭用品の安全対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> </ul> <p><b>環境衛生課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> <li>(2) 動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> </ul> <p><b>家庭支援課&lt;母子保健係&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区役所との事業に係る調整及び支援に関する事務（母子保健事業に限る。）</li> </ul> <p><b>東部衛生監視事務所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> <li>(2) 家庭用品の安全対策に関すること。（他の所管に属するものを除く。）。</li> <li>(3) 環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> <li>(4) 動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> </ul> <p><b>西部衛生監視事務所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> <li>(2) 家庭用品の安全対策に関すること。（他の所管に属するものを除く。）。</li> <li>(3) 環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> <li>(4) 動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> </ul> <p><b>健康科学研究所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 衛生に関する調査、研究及び指導に関すること。</li> <li>(2) 衛生に関する試験及び検査に関すること。</li> </ul> <p><b>食品衛生検査所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 経済観光局中央卸売市場運営本部本場及び東部市場の食品衛生に係る監視及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> <li>(2) 食品の試験及び検査に関すること。</li> </ul> <p><b>食肉衛生検査所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 食肉の試験及び検査に関すること。</li> <li>(2) と畜場、と畜場に併設される食肉取扱施設及び食肉取扱業者の衛生監視及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> </ul> <p><b>精神保健福祉センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 精神保健及び精神障害者の福祉に係る調整及び実施並びに自殺対策に関すること。</li> <li>(2) 神戸いのち大切プランに関すること。</li> <li>(3) 神戸市自殺対策推進センターに関すること。</li> <li>(4) 保健センター、区役所及び須磨区役所北須磨支所の事業に係る支援に関すること（精神保健福祉事業に限る。）。</li> </ul> <p><b>保健センター(東灘、灘、中央、兵庫、北、北神、長田、須磨、垂水、西)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医務及び業務に関すること。</li> <li>(2) 人口動態統計並びに保健衛生上の諸統計及び調査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> <li>(3) 健康危機管理（感染症に係るものに限る。）に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> <li>(4) 結核検診事業の企画、調整及び実施に関すること。</li> <li>(5) 結核、感染症、慢性病等の対策に関すること。</li> <li>(6) 予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること。</li> <li>(7) 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。</li> <li>(8) 公害（アスベストを含む。）に関すること。</li> <li>(9) 特定疾病（難病に係るものに限る。）に関すること（医療給付事務を除く。）。</li> <li>(10) 歯科保健に係る相談及び指導に関すること。</li> </ul>	<p><b>保健福祉部</b> (東灘、灘、中央、兵庫、北、北神、長田、須磨、垂水、西)</p> <p><b>健康福祉課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> </ul> <p><b>こども家庭支援課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> <li>(3) 保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> </ul>
---	--

区役所

総務部 (略)

保健福祉部

保健福祉課

- (1) 民生委員に関すること。
- (2) 社会福祉の統計に関すること。
- (3) 戦没者遺族、戦傷病者、引揚者等の援護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 保健事業に係る広報及び啓発に関すること。
- (5) 精神保健及び障害者及び障害児の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6) 高齢者の福祉および介護保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7) 医療給付事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8) 成人および高齢者の保健事業の実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉及び保健衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

こども家庭支援課

- (1) 児童の保護及び育成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 一人親家庭及び寡婦の福祉並びに婦人の更生及び保護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6) 母子保健事業の企画、調整及び実施に関すること。
- (7) 医療給付事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8) 成人および高齢者の保健事業の実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

生活支援課 (略)

## (2) 人員配置

保健所・各区保健福祉部職種別職員数

令和3年5月1日現在 ( )内は令和2年6月1日現在

職 種 名	総 数	保 健 所	区 計	東	灘	中	兵	北	北	長	須	支	垂	西
				灘	灘	央	庫	北	神	田	磨	所	水	西
医 師	7 (7)	6 (6)	1 (1)	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
歯 科 医 師	1 (1)	1 (1)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保 健 師	201 (162)	20 (17)	181 (145)	21	17	18	15	15	14	15	13	12	21	20
看 護 師	1 (1)	1 (1)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
診療放射線技師	1 (1)	1 (1)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臨床検査技師	- (-)	- (-)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健康科学研究職	8 (7)	8 (7)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
管理栄養士	4 (4)	4 (4)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
歯科衛生士	4 (4)	4 (4)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総合科学職 (旧監視員)	128 (134)	128 (134)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
理学療法士	- (-)	- (-)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
精神保健福祉相談員	29 (26)	8 (9)	21 (17)	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
薬剤師	2 (2)	2 (2)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務職員	235 (229)	32 (27)	203 (202)	19	18	19	19	18	13	20	16	17	21	23
防疫手	7 (7)	7 (7)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車運転手	5 (4)	3 (2)	2 (2)	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
予防衛生業務員	4 (4)	4 (4)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
病院業務員	3 (3)	3 (3)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	640 (596)	232 (229)	408 (367)	41	37	39	37	36	29	37	31	31	44	46

## 第3節 保健所の沿革

- S16. 4. 22 神戸市厚生部（後の衛生局）を兵庫区松本通1丁目の湊川公園勸業館に設置  
後に中央区加納町6丁目に移転
- S16. 10. 15 神戸市初の保健所として、神戸市大石保健所を灘区大石東町2丁目に開設
- S17. 6. 1 厚生部を厚生局に改称
- S18. 4. 1 神戸市東山保健所を兵庫区松本通1丁目に開設
- S19. 3. 1 神戸市神楽保健所を長田区神楽町4丁目に開設
- S19. 10. 1 神戸市大橋保健所を長田区大橋町9丁目に開設
- S20. 5. 1 神戸市区設置規定改正。灘区、葺合区、生田区、兵庫区、長田区、須磨区を置く
- S21. 11. 1 垂水区発足
- S22. 8. 12 機構改正に伴い神戸市衛生局発足
- S22. 9. 5 保健所法改正
- S23. 8. 1 大石保健所を大石標準保健所に改称  
東山保健所生田分室開設
- S23. 9. 1 大石標準保健所葺合分室開設
- S23. 10. 1 大橋保健所垂水分室開設
- S24. 12. 10 生田分室廃止、生田保健所を生田区中山手通7丁目に開設  
後に中山手通6丁目に移転
- S25. 3. 10 垂水分室廃止、垂水保健所を垂水区西垂水町に開設  
後に日向1丁目に移転
- S25. 4. 1 東灘区発足
- S25. 12. 5 大石標準保健所を灘標準保健所に改称  
東山保健所を兵庫保健所に改称。後に荒田町1丁目に移転  
大橋保健所を須磨保健所に改称。後に須磨区中島町1丁目に移転  
神楽保健所を長田保健所に改称。後に北町3丁目に移転
- S26. 4. 10 葺合分室廃止、葺合保健所を葺合区神若通3丁目に開設。後に旗塚通4丁目に移転
- S27. 4. 17 東灘区保健所を東灘区御影町に開設。後に住吉東町に移転
- S30. 6. 1 灘標準保健所を灘保健所に改称。後に岸地通1丁目に移転
- S40. 3. 31 垂水保健所西神支所開設
- S48. 8. 1 兵庫区分区により北区発足。北保健センターを開設
- S51. 4. 1 北保健センター廃止。北保健所を北区鈴蘭台西町1丁目に開設
- S52. 6. 6 須磨区北須磨支所開設
- S55. 12. 1 生田区、葺合区合区により中央区発足。生田保健所及び葺合保健所廃止  
中央保健所を中央区雲井通に開設
- S57. 8. 1 垂水分区分区により西区発足。西神支所廃止  
西保健所を西区玉津町に開設
- H 6. 7. 1 保健所法全面改正に伴い地域保健法公布一部施行
- H 8. 4. 1 機構改革により各保健所が各区保健部となる  
また、衛生局と民生局が統合し保健福祉局となる
- H 9. 4. 1 地域保健法の全面施行
- H10. 4. 1 9保健所を廃止し神戸市保健所を中央区雲井通5丁目に開設。1保健所9保健部  
（保健センター）体制となる
- H15. 4. 1 9区の保健部と福祉部が統合し保健福祉部となり、保健部の9衛生課が5衛生監  
視事務所となる
- H16. 4. 1 神戸市保健所が保健福祉局健康部に統合
- H16. 5. 6 灘区保健福祉部（灘保健センター）が灘区桜口町4丁目に移転
- H21. 4. 26 保健所予防衛生課が1号館6階に移転
- H22. 4. 1 神戸市保健所が中央区雲井通5丁目から中央区加納町6丁目に移転
- H24. 4. 1 こども家庭局が新設、各区保健福祉部にこども家庭支援課が新設
- H24. 5. 7 須磨区保健福祉部（須磨保健センター）が須磨区大黒町4丁目に移転

- H27. 4. 1 保健所に各区保健センターを設置
- H29. 4. 1 保健所・健康部内の組織を再構築し、保健所に保健課、調整課を新設
- H30. 4. 1 北区内に北神保健センターを設置
- H30. 9. 25 北区保健福祉部（北保健センター）が北区鈴蘭台北町1丁目に移転
- H31. 4. 1 医務薬務課を新設
- H31. 4. 1 環境保健研究所が保健所所管となる
- R元. 8. 13 兵庫区保健福祉部（兵庫保健センター）が兵庫区荒田町1丁目に移転
- R2. 4. 1 保健福祉局を再編し、健康局と福祉局を設置  
三層制（局 - 部 - 課）を二層制（局 - 課）に変更。健康部は廃止  
健康部健康政策課と保健所調整課を健康局政策課、健康局健康企画課に改組
- R3. 4. 1 保健課と予防衛生課を合併、衛生監視事務所を5か所から2か所に再編
- R4. 2. 14 西区保健福祉課（西区保健センター）が西区糀台に移転
- R4. 7. 19 中央区保健福祉課（中央保健センター）が中央区東町に移転

## 第4節 地勢・人口

### (1) 位置及び地勢

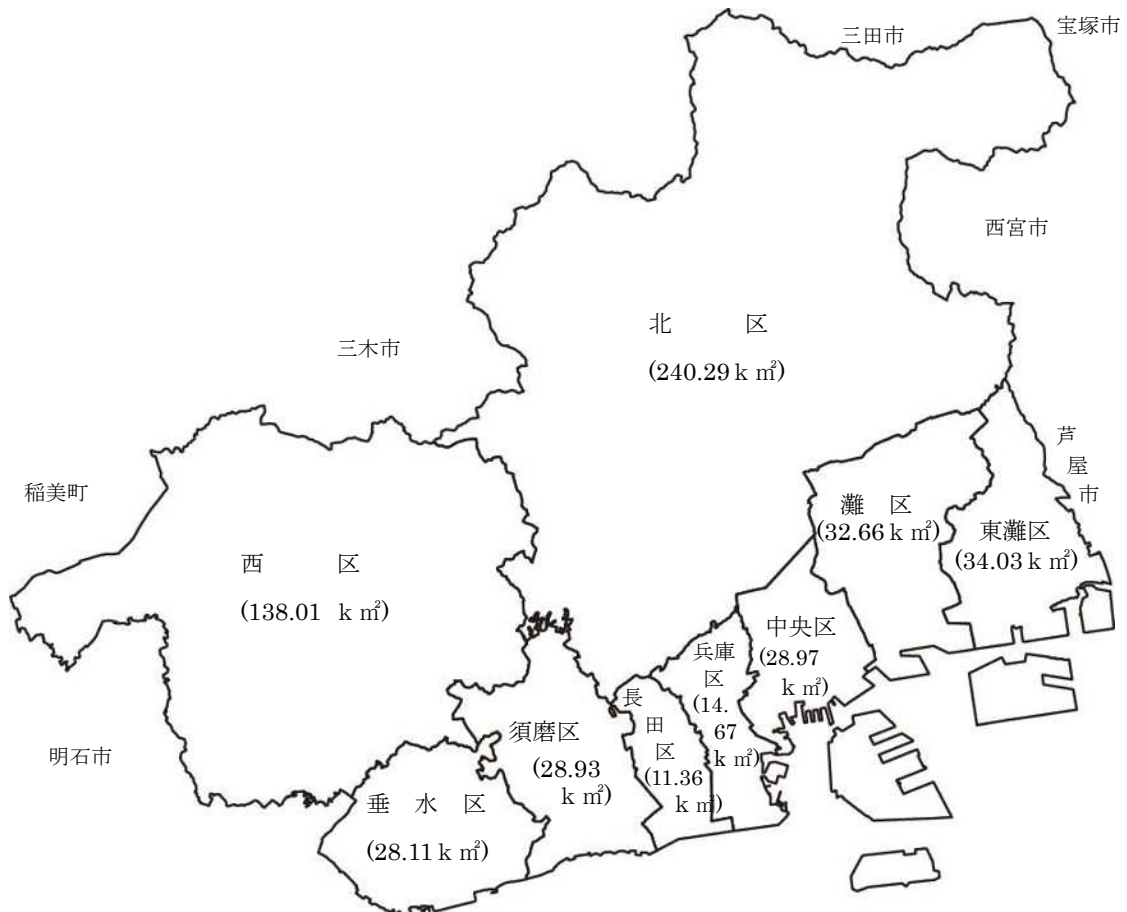
本市は、兵庫県の南東部にあり、東経134° 54' 36" から135° 18' 16"、北緯34° 37' 27" から34° 53' 27" に位置し、東は芦屋市、北は西宮市・宝塚市・三田市・三木市、西は稲美町・明石市に接している。

また、南は瀬戸内海・大阪湾に面し、緑豊かな六甲山、再度山を有した、東西約36.1km、南北約29.6kmの自然環境に恵まれた都市である。

市街地は、神戸市のシンボルの一つである標高931.3mの六甲山を背に、住吉川・生田川・新湊川・福田川に形成された東西に長く、坂道の多いまちである。西北神は、穏やかな田園風景の農業地域と近代的な住宅団地や工業団地が共存するまちである。

### (2) 面積

明治22年の市制施行時は、21.28㎢であったが、周辺市町村の編入により、8区制（東灘・灘・葺合・生田・兵庫・長田・須磨・垂水）になった昭和25年には、404.66㎢になった。その後の海面埋め立てにより平成28年10月1日現在では557.03㎢の面積を有し、9区制（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）になっている。



※各区面積は小数第三位を四捨五入しており合計値が全市面積と異なる場合がある。(神戸市「神戸市統計書」)



## (3) 人口

## ①人口の推移

年次	面積 km <sup>2</sup>	世帯数	人口			人口密度 (1km <sup>2</sup> 当たり)
			総数	男	女	
24年 (10/1推計)	552.83	686,366	1,542,128	728,233	813,895	2,790
25年 (10/1推計)	552.83	690,863	1,539,751	726,600	813,151	2,785
26年 (10/1推計)	553.12	695,269	1,537,864	725,355	812,509	2,780
27年 (10/1国勢調査)	557.02	705,061	1,537,860	726,877	810,983	2,761
28年 (10/1推計)	557.02	710,733	1,535,765	725,789	809,976	2,757
29年 (10/1推計)	557.02	714,544	1,532,153	723,811	808,342	2,751
30年 (10/1推計)	557.02	718,247	1,527,407	721,198	806,209	2,742
令和元年 (10/1推計)	557.01	722,189	1,522,944	718,480	804,464	2,734
令和2年 (10/1推計)	557.02	734,314	1,527,022	717,052	809,970	2,741
令和3年 (9/1推計)	557.03	743	1,511,144	709,288	801,856	2,713

(神戸市「毎月推計人口」)

## ②区別人口(令和3年9月1日現在)

区別	面積 km <sup>2</sup>	世帯数	人口			人口密度 (1km <sup>2</sup> 当たり)
			総数	男	女	
総数	557.03	743,205	1,511,144	709,288	801,856	2,713
東灘	34.03	103,311	212,111	98,624	113,487	6,233
灘	32.66	70,820	136,539	63,465	73,074	4,181
中央	28.97	92,531	148,123	68,662	79,461	5,113
兵庫	14.67	63,425	109,993	53,341	56,652	7,498
北	240.29	89,680	208,153	98,167	109,986	866
	本区	95.24	55,182	125,072	58,275	66,797
北神	145.05	34,498	83,081	39,892	43,189	573
長田	11.36	50,422	93,948	44,348	49,600	8,270
須磨	28.93	74,560	156,701	71,981	84,720	5,417
	本区	12.10	35,394	71,722	32,775	38,947
北須磨	16.83	39,166	84,979	39,206	45,773	5,049
垂水	28.11	97,422	210,863	97,913	112,950	7,501
西	138.01	101,034	234,713	112,787	121,926	1,701
	本区	…	81,547	192,504	92,020	100,484
玉津	…	19,487	42,209	20,767	21,442	…

(神戸市「毎月推計人口」)

③人口動態統計(数)

		出生児数			死亡数			(再掲)乳児死亡数		
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
令和元年	神戸市	10,163	5,145	5,018	15,769	7,982	7,787	11	5	6
令和2年	神戸市	9,765	5,010	4,755	15,870	8,144	7,726	19	16	3
令和3年	全 国	811,622	415,903	395,719	1,439,856	738,141	701,715	1,399	762	637
	兵庫県	35,581	18,200	17,381	61,980	31,759	30,221	60	27	33
	神戸市	9,275	4,747	4,528	17,083	8,707	8,376	9	2	7
	東灘区	1,427	755	672	1,989	1,009	980	1	0	1
	灘 区	942	489	453	1,382	659	723	3	1	2
	中央区	1,007	510	497	1,335	672	663	0	0	0
	兵庫区	620	329	291	1,505	775	773	1	0	1
	北 区	1,130	574	556	2,419	1,265	1,154	0	0	0
	長田区	530	266	264	1,523	750	773	0	0	0
	須磨区	987	502	485	1,916	982	934	0	0	0
	垂水区	1,347	677	670	2,675	1,378	1,297	3	1	2
西 区	1,285	645	640	2,339	1,217	1,122	1	0	1	

		死産数			周産期死亡数			婚姻	離婚
		総数	(自然)	(人工)	総数	妊娠満22週以後の死産	早期新生児死亡		
令和元年	神戸市	245	95	150	23	20	3	7,239	2,610
令和2年	神戸市	214	102	112	39	36	3	6,251	2,407
令和3年	全 国	16,277	8,082	8,195	2,741	2,235	506	501,138	184,384
	兵庫県	632	321	311	122	107	15	20,938	8,184
	神戸市	182	84	98	26	26	0	6,077	2,342
	東灘区	21	8	13	2	2	0	840	311
	灘 区	23	14	9	7	7	0	580	216
	中央区	35	14	21	6	6	0	914	262
	兵庫区	9	4	5	3	3	0	646	205
	北 区	16	8	8	3	3	0	626	297
	長田区	9	3	6	0	0	0	481	172
	須磨区	19	6	13	0	0	0	539	218
	垂水区	22	13	9	3	3	0	720	321
西 区	28	14	14	2	2	0	731	340	

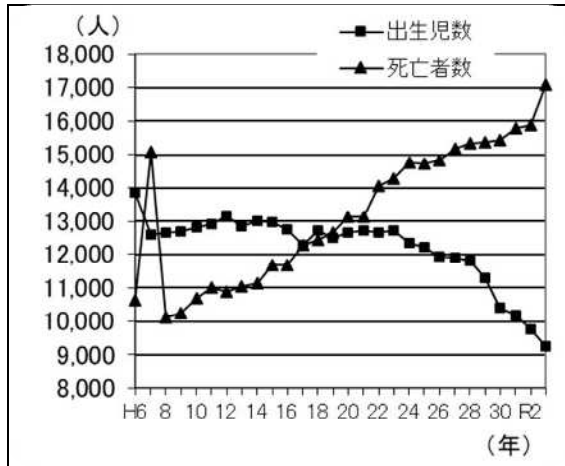
(神戸市・厚生労働省「人口動態統計」)

④人口動態統計(率)

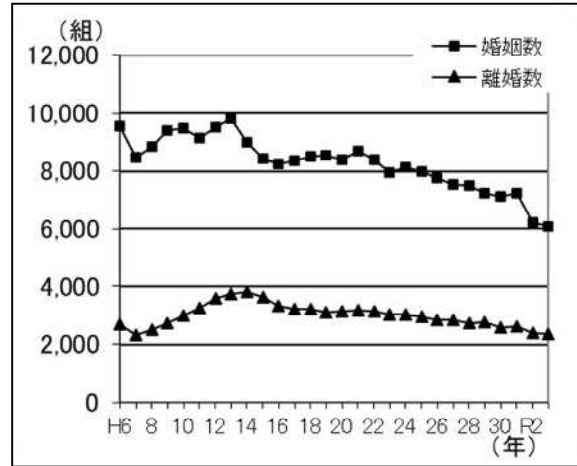
		出生	死亡	乳児死亡	死産	周産期死亡	婚姻	離婚
		人口千人当たり	人口千人当たり	出生千人当たり	出産千人当たり	出産千人当たり	人口千人当たり	人口千人当たり
令和元年	神戸市	6.7	10.4	1.1	23.5	2.3	4.8	1.7
令和2年	神戸市	6.1	11.2	1.0	19.2	2.8	4.0	1.53
令和3年	全 国	6.6	11.7	1.7	19.7	3.4	4.1	1.5
	兵庫県	6.7	11.6	1.7	17.5	3.4	3.9	1.5
	神戸市	6.1	11.3	1.0	19.2	2.8	4.0	1.5
	東灘区	13.8	19.3	0.7	14.5	1.4	8.1	3.0
	灘 区	13.3	19.5	3.2	23.8	7.4	8.2	3.0
	中央区	10.9	14.4	0.0	33.6	5.9	9.9	2.8
	兵庫区	9.8	23.7	1.6	14.3	4.8	10.2	3.2
	北 区	12.6	27.0	0.0	14.0	2.6	7.0	3.3
	長田区	10.5	30.2	0.0	16.7	0.0	9.5	3.4
	須磨区	13.2	25.7	0.0	18.9	0.0	7.2	2.9
	垂水区	13.8	27.5	2.2	16.1	2.2	7.4	3.3
西 区	12.7	23.2	0.8	21.3	1.6	7.2	3.4	

(神戸市・厚生労働省「人口動態統計」)

神戸市の出生数と死亡数



神戸市の婚姻数と離婚数



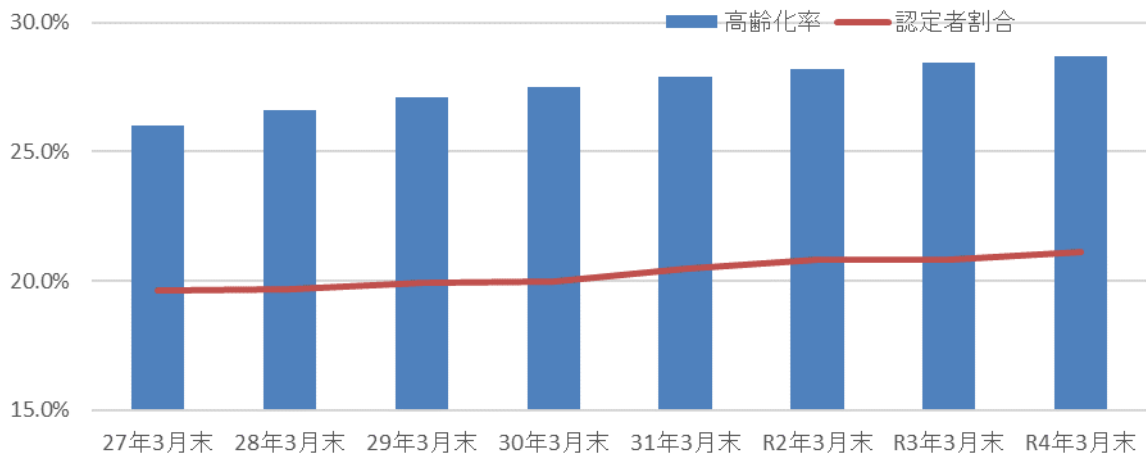
⑤主な死因の死亡数・死亡率 (人口10万人当たり)

		全死因		悪性新生物		心疾患		老衰		脳血管疾患	
		死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
令和元年	神戸市	15769	1035	4557	299	2246	148	1226	81	1071	70
令和2年	神戸市	15870	1039.3	4554	298.23	2356	154.3	1473	96.5	971	63.6
令和3年	全国	1439856	1172.7	381505	310.7	214710	174.8	152027	123.8	104595	85.2
	兵庫県	61980	1164.2	16830	316.12	9539	179.2	6207	116.6	4087	76.8
	神戸市	17083	1130.5	4648	307.58	2452	162.3	1586	105.0	1019	67.4

		肺炎		誤嚥性肺炎		不慮の事故		腎不全		血液性及び 詳細不明の認知症		自殺	
		死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
令和元年	神戸市	983	65	544	36	515	34	301	20	280	18	235	15
令和2年	神戸市	809	53.0	546	35.8	455	29.8	335	21.9	282	18.5	238	15.6
令和3年	全国	73194	59.6	49488	40.3	38355	31.2	28688	23.4	22343	18.2	20291	16.5
	兵庫県	2792	52.4	2071	38.9	1743	32.7	1278	24.0	998	18.7	875	16.4
	神戸市	733	48.5	629	41.6	497	32.9	305	20.2	278	18.4	244	16.1

(厚生労働省「人口動態統計」)

⑥高齢化率と要介護認定者の割合



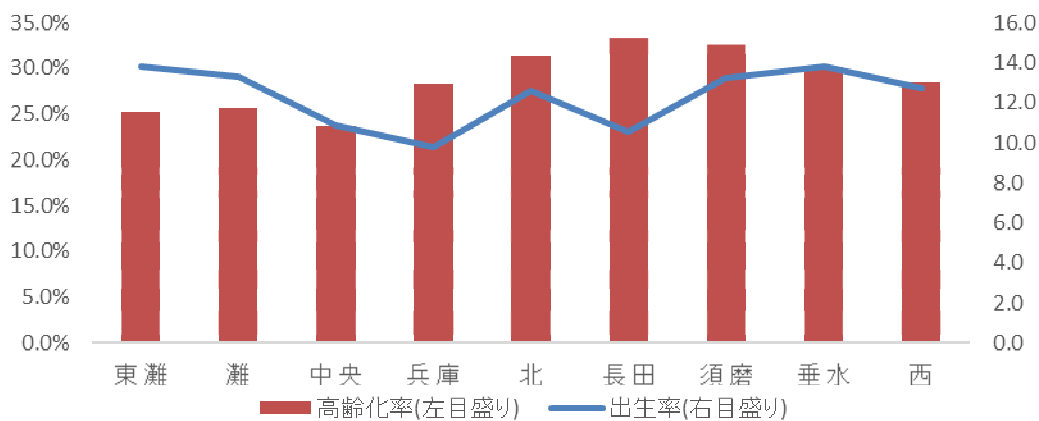
	27年3月末	28年3月末	29年3月末	30年3月末	31年3月末	R2年3月末	R3年3月末	R4年3月末
人口	1,545,191	1,544,671	1,541,080	1,537,703	1,532,857	1,529,092	1,521,615	1,510,704
65歳以上人口	401,698	410,750	417,619	422,933	427,683	430,818	432,999	433,564
要介護認定者数	78,789	80,806	83,213	84,550	87,540	89,599	90,217	91,636
高齢化率	26.0%	26.6%	27.1%	27.5%	27.9%	28.2%	28.5%	28.7%
認定者割合	19.6%	19.7%	19.9%	20.0%	20.5%	20.8%	20.8%	21.1%

(神戸市「神戸市介護保険制度の実施状況」)

(※1) 高齢化率 = (神戸市 65 歳以上人口) ÷ (神戸市人口)

(※2) 認定者割合 = 神戸市 65 歳以上人口における要介護等認定者 (うち 1 号被保険者) 割合

⑦区別高齢化率と出生率 (高齢化率: 令和 4 年 3 月末現在、出生率: 令和 3 年)



	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西
出生率	13.8	13.3	10.9	9.8	12.6	10.5	13.2	13.8	12.7
高齢化率	25.2%	25.6%	23.6%	28.2%	31.4%	33.3%	32.7%	30.2%	28.4%

(神戸市「神戸市介護保険制度の実施状況」)

(厚生労働省人口動態統計)